

大学 短期大学の専攻科 別科	大学・短期大学には専攻科及び別科を置くことができることとされている。専攻科は、大学・短期大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者を対象とし、特別の事項についてより深く学び・研究することを目的としている。別科は、大学入学資格を有する者を対象とし、簡易な程度において特別の技能教育を施すことを目的としている。なお、いずれも修業年限は1年以上とされている。
高等専門学校 高等専門学校専攻科	高等専門学校は、専門的・実践的な技術者を育成するため、中学校卒業後という早い年齢段階から実験・実習を重視した専門教育を行う5年一貫（商船に関する学科は5年6ヶ月）の高等教育機関である。卒業後には、準学士の称号が与えられ、技術者として就職するほか、大学3年次への編入学制度等による進学の道も開かれている。 専攻科は、高等専門学校を卒業した者等が、より深く学び・研究する課程で、2年間の学修の後、独立行政法人大学評価・学位授与機構の審査を経て、大学卒業と同じ学士の学位を授与される。
中等教育学校 中等教育学校 （前期課程） 中等教育学校 （後期課程）	平成10年6月の「学校教育法等の一部を改正する法律」に基づき、平成11年4月から選択的に導入することが可能となった中高一貫教育の実施を目的とする修業年限6年の新しい学校の種類のこと。 基本的には、前期課程は中学校の学習指導要領が、後期課程は高等学校の学習指導要領がそれぞれ準用されるが、中高一貫教育として特色ある教育課程を編成することができるよう、前期課程で選択科目をより広く導入することができること、前期課程と後期課程の指導内容の一部を入れ替えて指導することができること等の教育課程の基準の特例が設けられている。
専修学校 専門課程 （専門学校） 高等課程 （高等専修学校） 一般課程	専修学校は、昭和51年に新しい学校制度として創設されたもので、「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」ことを目的とする学校であり、入学資格の違いにより高等課程（高等専修学校）、専門課程（専門学校）、一般課程の3つの課程に分かれている。 専修学校は、修業年限（1年以上）、年間授業時数（800時間以上）、教員数及び施設・設備等の一定の基準を満たしている場合に、都道府県知事等の認可を受けて設置される。 専修学校と他の学校種との接続に関しては、 ・高等課程の中で、一定の要件を満たした学科を修了した者については大学入学資格、 ・専門課程の中で、一定の要件を満たした学科を修了した者については大学編入学資格・大学院入学資格、 がそれぞれ認められている。 また、専門課程のうち、一定の要件を満たした学科を修了した者に対しては、「専門士」・「高度専門士」という称号が付与される。
各種学校	学校教育法第1条に掲げるもの（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）以外のもので、学校教育に類する教育を行うもののこと。ただし、当該教育につき他の法律に特別の規定があるものや専修学校の教育を行うものは除かれる。